諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和7年7月10日(令和7年(行情)諮問第791号)

答申日:令和7年10月3日(令和7年度(行情)答申第420号)

事件名:特定の開示決定等で特定された文書及び当該文書に関連して行政文書

ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に つき、別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、 開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月3日付け防官文第15688号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

一部に対する不開示決定の取消し(他にも文書が存在する)。

開示請求された「当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書」が特定されていないのは、実質的な不開示決定(かつその事実の隠蔽)であるので、その取消しと、改めて特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成30年10月3日付け防官文第15688号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要し

たものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し(他にも文書が存在する)」としているが、本件対象文書のほかに、本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年7月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定を求めているところ、諮問 庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本 件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定したことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
 - ア 本件開示請求については、開示請求文言に別件開示請求の開示請求 受付番号である「2018.7.2—本本B639」の記載があったこ とから、当該別件開示請求において特定した文書及び当該文書に関連 する文書の全ての開示を求めるものであると解し、本件請求文書に該 当する行政文書として本件対象文書を特定した。
 - イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本 件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認でき なかった。
- (2) これを検討するに、上記(1) アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1) イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本

件対象文書を特定したことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

2018.7.2一本本B639で特定された文書、及び当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。*ペーパー及び電磁的記録の双方の特定を求める。

2 本件対象文書

平成30年大臣指示簿